

【事業概要】

- 大規模な自然災害時において、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがある。
- このため、地上基幹放送等の放送局等における停電対策や予備設備の整備に係る経費の一部を補助する。

- (1) 事業主体： 地上基幹放送事業者等、自治体等
- (2) 補助率： 自治体等 1/2、地上基幹放送事業者等 1/3

